

# 令和 8 年度農業農村振興関係事業の概要

～「令和 8 年度白鷹町農業農村振興施策に関する『意見書』」に対して～

令和 8 年 3 月 2 4 日

農政課・林政課

## 1. 担い手への農地の利用集積・集約化について

- 地域計画の実行にあたり、地域農業の維持・発展に向け地域との継続した協議の場の開催と定期的な見直し
- 圃場基盤整備事業の推進と農道・農道橋・林道の整備
- スマート農業技術の早期普及・導入推進に向けた町独自の支援策の実施

本格的な人口減少を迎えることから、農地利用の効率化・省力化に向けて農業を担う者へ集積・集約を進め、将来の担い手や後継者へ良好に引き継ぐことを目的に、各地域において農地利用の指針となる地域計画を策定いただきました。

地域計画は策定で終わりではなく、目標に向け実践いただく必要があることから定期的な話し合いの実施により、地域の皆さんによる農地利用の方向性の確認や情報共有のほか、集落機能の維持など地域発展に向け地域の皆さんが自分事に捉えていただけるよう進めていきたいと考えております。

農業者の高齢化や担い手・後継者不足に伴い、農業生産の効率的かつ省力化に向けた基盤整備は重要な取組と認識しております。

特に基盤整備と同時に行うスマート農業化については、今後必須事項となることから更なる省力化が図られるものと考えております。

浅立本田地区においても令和8年度より、基本測量・大割路線測量、換地業務と事業が開始されます。また、各地区において基盤整備に向けた検討や相談が進められている現状にもあります。

しかしながら、農業用機械等の大型化に伴う農道や農道橋の整備、基盤整備、水路整備は国の補助事業の活用が見込まれますが、いずれも受益者負担に伴い、整備後の管理は地元で行っていただく事になります。

なお、ほ場内の道路は一部町道となっている箇所がございます。当該橋梁等については、橋梁長寿命化計画に基づき定期的な点検を行い通行の安全確保を行っております。今後とも管理所管である建設課と連携しながら検討してまいります。

現状においても農業者が減少しており、農業生産の安定化には作業の省力化は必須であり、更には気候変動による労働環境の悪化に対応するため、スマート農業の普及は重要であると認識しております。生産者のニーズを把握し、国や県の支援策の活用によりスマート農業の推進を図ってまいります。

### ◎令和8年度における具体的事業と予算額

・地域農業活性化推進事業	1,777千円
・農業競争力強化農地整備事業	4,635千円
・中山間地域等直接支払交付金事業	84,407千円
うち 棚田地域振興活動加算	12,441千円
・多面的機能支払交付金事業	105,604千円

## 2. 新規就農者・担い手の確保について

- 次代を担う者への農業学習等の環境づくり
- トレーニングファームやトレーニングセンター整備に向けた県への働きかけ
- 農業の魅力と所得向上のため農産物の適正価格形成の実現に向けた国への働きかけ
- 6次産業化推進拠点施設の早期整備
- 国・県の支援制度の周知及び活用促進の充実

農業については家業から法人化へ移行されつつあり、就職先の1つとして認知されていると認識しております。農業に触れ合う学習として、土地改良区事業や県の Agri Teacher 派遣制度など学生を対象とした事業の実施、町農業再生協議会の新規就農者受入協議会における就農希望者の受け入れや研修により次世代の担い手確保の取り組みを継続してまいります。農業を志す方の受け入れ先の1つとしてトレーニングファームなど有効な手段であると考えておりますが、置賜3市4町での協議を踏まえ対応を図ってまいります。

農産物は作柄による価格影響を受けやすく生産資材が高止まりしている状況にあることから、農産物の適正価格形成の実現に向けて国の動向を注視しつつ要望してまいりたいと考えております。

農業の魅力と所得の向上、さらには周年農業の実現に向けた6次産業化の取り組みは、今後の農業において若者や女性の活躍が見込まれる産業であると考えております。本町の資源を最大限に活かせる施設整備に取り組み町の農業振興に努めてまいります。

農業経営安定化に向けては、生産者のニーズを把握するとともに、若手農家の発展に有効な認定農業者への誘導を図り、必要な支援の情報提供を行ってまいります。

### ◎令和8年度における具体的事業と予算額

・新規就農者支援事業	2,520 千円
・新規就農者育成総合対策事業	11,818 千円
・農地利用効率化等支援事業	6,667 千円
・園芸やまがた産地発展サポート事業	3,992 千円
・6次産業化推進事業	1,050 千円

### 3. 有害鳥獣害対策について

- 1) 電気柵設置支援及び若手狩猟会員の確保に向けた狩猟免許取得の継続支援と捕獲活動に係る賃金単価の増額
- 2) 狩猟者の育成と個体数削減に向けた捕獲対策強化
- 3) 捕獲後の処理施設の早期整備

- 1) 個人、販売農家および地域ぐるみで合意形成の図られた地区への電気柵設置支援ならびに狩猟免許取得支援を継続して実施してまいります。また、鳥獣被害対策実施隊員の賃金単価について、令和7年度に続き増額いたします。  
(クマに係る賃金単価 2,851 円/時、イノシシに係る賃金単価 1,687 円/時)
- 2) 令和6年度、7年度にわな・送受信機等の捕獲備品を拡充しております。わなの設置から見回り、捕獲活動、新規狩猟者の育成等を担う実施隊員(=猟友会員)の負担軽減のためにも実施隊員(=猟友会員)の増加に向けた勧誘につきまして、農業委員の皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。
- 3) 有害捕獲後の処理負担軽減に繋がる処理施設整備の検討を継続してまいります。

#### ◎令和8年度における具体的事業と予算額

・有害鳥獣被害対策推進事業(県町補助)	500 千円
イノシシ有害捕獲(夏季捕獲・緊急捕獲)	500 千円
・鳥獣対策協議会活動補助金(町単補助)	4,249 千円
有害鳥獣被害対策緊急事業	1,150 千円
新規狩猟免許取得補助金	350 千円
地域ぐるみで行う鳥獣被害防止推進事業	1,000 千円
白鷹町鳥獣被害対策実施隊活動賃金	929 千円
有害鳥獣捕獲活動支援事業	100 千円
鳥獣対策備品(捕獲用罟、追払い花火等)ほか	720 千円
・保険料	426 千円
白鷹町鳥獣被害対策実施隊賠償責任保険	316 千円
緊急銃猟時補償費用保険	110 千円
・野生鳥獣市街地等出没対策事業(県町補助)	1,000 千円
不要果樹伐採補助金	

(参考)

#### ◎令和8年度山形県鳥獣被害防止総合対策交付金(国補助)

要望ベース 5,951 千円

(※白鷹町鳥獣対策協議会へ直接補助)

推進事業	5,511 千円
緊急捕獲(クマ、イノシシ)	440 千円

## 4. 自然災害被害への支援について

### ●国・県への働きかけと町独自支援の実施

大雨を始めとする異常なる天然現象による農地・農業用施設の災害復旧については、農林水産業用施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律、いわゆる「暫定法」の活用を行い、地元の負担の低減を図ってまいります。

また、今年度のような高温・少雨対策など「暫定法」の適用に至らないような小規模災害については、山形県農林水産物等災害対策事業費補助金による山形県及び白鷹町との協調支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、気候変動が要因となる高温や少雨などの自然災害が常態化しつつあることから、異常気象に対する対応策を実践いただくとともに、農業経営の安定に向けたセーフティネットへの加入により、様々なリスクに備えていただくよう併せてお願いいたします。

### ◎令和8年度における具体的事業と予算額

・農林漁業天災対策資金利子補給事業

19 千円